

# 特定非営利活動法人新川マリン会 定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この法人は、海洋における組織的なボランティア活動を通じ、海難事故の防止及び救助並びに海浜環境の保全等を行ない、災害救援、環境保全に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 この法人は、特定非営利活動法人新川マリン会と称する。

### (事業)

第3条 この法人は、第1条の目的を達成するため特定非営利活動促進法(以下「法」という。)の別表に掲げる次の活動を行う。

(1) 環境の保全を図る活動

(2) 災害救援活動

2 この法人は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 海難事故防止に係る事業

② 海難救助、その他天災事変の際の人命救助における関係機関への協力援助

③ 船舶の入出航の際の安全確認に係る事業

④ 漂流物及び投棄物の拾集処理等、海浜の保全に係る事業

⑤ 船舶法、船舶安全法その他関係法規の研究及び講習会の開講

⑥ 海難訓練の積極的参加と呼びかけ

⑦ ボランティアの参加呼びかけ

⑧ その他、目的を達成するための事業

(2) その他の事業

① 物品の販売及び斡旋

② 役務の提供

2 その他の事業は、特定非営利活動に係る事業に支障のない限り行うことができるものとし、利益が生じたときは、これを特定非営利活動に係る事業のために使用する。

### (事務所)

第4条 この法人の事務所は、札幌市に置く。

## 第2章 会員

### (会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員を法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して加入した個人、法人及び任意の団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業に協力する個人、法人及び任意の団体

(入会及び会費)

第6条 会員として入会しようとする者は、定められた方法により入会申込みを行うものとする。

2 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りでない。

3 前各項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

2 この法人を退会しようとする者は、退会届を理事会に提出することにより、任意に退会することができる。

3 この法人は、会員がこの法人の定款若しくは規則に違反した場合、又はこの法人の名誉を傷つけ、若しくは目的に反する行為をした場合には、その会員を除名することができる。

4 前各項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

(会費等の不返還)

第8条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(役員)

第9条 この法人に次の役員を置き、役員は、総会において選任する。

2 理事 3名以上15名以内

3 監事 2名以内

4 理事のうち1名を理事長とし、その選任方法は理事の互選とする。

(役員の職務)

第10条 理事長は、この法人を代表し、その活動をとりまとめる。

2 理事は、業務を執行する。

3 監事は、法第18条に定める職務を行う。

(役員の任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合は、役員の任期は、任期の末

日後最初に開催された社員総会の終結のときまでとする。

3 棚欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の解任)

第 12 条 役員が心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められる場合、又は職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められる場合は、総会の議決に基づいて解任することができる。

(役員の報酬)

第 13 条 役員の報酬に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

## 第 4 章 総会

(構成及び権能)

第 14 条 この法人の総会は、正会員をもって構成し、この定款で別に定めるものほか、事業活動計画、事業活動報告及び決算報告その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(種別及び開催)

第 15 条 総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とし、議長は、出席正会員の中から選出する。

2 通常総会は、毎年 1 回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員の 5 分の 1 以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

(3) 法第 18 条第 4 号に定めるところにより監事が招集するとき

(招集)

第 16 条 総会は、前条第 3 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する

2 理事長は、前条第 3 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも総会の 5 日前までに通知しなければならない。

(定足数)

第 17 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 18 条 総会の議事は、この定款で別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

#### (表決権等)

- 第 19 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、書面又は電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 17 条及び 18 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

#### (議事録)

- 第 20 条 会議を開会したときは、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 構成員の総数
  - (3) 会議に出席した構成員の数及び、理事会にあってはその氏名（書面又は電子メールによる表決者及び表決の委任者を含む。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した構成員の中からその会議において選任された議事録署名人 2 名以上が署名又は記名押印しなければならない。

### 第 5 章 理事会

#### (構成及び権能)

- 第 21 条 理事会は、理事をもって構成し、この定款で別に定めるものほかは、総会の議決した事項の執行に関する事項、理事会として総会に付議する事項その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決する。

#### (開催)

- 第 22 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催し、議長は、理事長がこれに当たる。
- (1) 理事長が必要と認めるとき。
  - (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求があるとき。
  - (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき。

#### (招集)

- 第 23 条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(定足数、議決、表決権等及び議事録)

第 24 条 第 17 条から第 20 条までの規定は、理事会について準用する。この場合において、「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成及び管理)

第 25 条 この法人の資産は、会費、寄附金品、財産から生ずる収益、事業に伴う収益、その他の収益をもって構成し、理事会の議決に基づいて、理事長がこれを管理する。

(事業活動計画及び決算)

第 26 条 この法人の事業活動計画は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならぬ。

2 この法人の事業活動報告及び決算報告は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、毎事業年度終了後 3 か月以内に、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(事業年度)

第 27 条 この法人の事業年度は、毎年 3 月 1 日から始まり翌年 2 月 28 日（うるう年の場合は 2 月 29 日）に終わる。

(その他の事業の会計)

第 28 条 その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う。

第 7 章 解散及び定款の変更

(解散)

第 29 条 総会の議決によりこの法人が解散をするときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。残余財産については、法第 11 条第 3 項に従い、総会で議決する。

(定款の変更)

第 30 条 この定款は、総会において出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、変更することができる。この場合、特定非営利活動促進法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項については、所轄庁の認証を受けて効力を生ずる。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く。)

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき事項に限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

## 第8章 雜則

### (公告)

第31条 この法人の公告は、事務所の掲示場に掲示して行うとともに、インターネットホームページ及び官報に掲載して行う。

### (雑則)

第32条 この定款の施行について必要な事項は、この定款で定めるものを除き、理事会の議決を経て別に定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、この定款の定めにかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、2004年4月30日までとする。
- 3 この法人の設立当初の事業年度の事業活動計画及び収支予算は、この定款の定めにかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、成立の日から2003年2月28日までとする。
- 5 この法人が行う事業における運営規約は理事会の議決を経て、別に定める。

## 付則（施行期日）

- 1 この定款は、認証の日（2009年7月4日）から施行する。
- 2 この定款は、　　年　　月　　日から施行する。